平成２１年（フ）第３１２号
東京都町田市小山町646番地２
債務者　神子沢美加
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３１９号
神奈川県相模原市麻溝台７丁目23番41号
債務者　諸星　利成
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３２２号
神奈川県相模原市上溝1766番地７
債務者　沖中　浩二
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３２６号
神奈川県相模原市並木２丁目13番10号
債務者　稲田　　浩
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３６３号
神奈川県相模原市南台６丁目16番12号　メゾンドブランカ302
債務者　原山　友弘
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４０号
愛媛県大洲市柚木842番地
債務者　佐橋　長久
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第３２７号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目29番４号　エクレール101号
債務者　鎌田　公晴
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３３０号
神奈川県相模原市城山町谷ヶ原１丁目２番16号　グリーンハイム城山１Ｆ
債務者　髙橋　優子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２０２４号
横浜市緑区鴨居３丁目26番８号　小原アパート203号
債務者　櫻井　美夏（旧姓伊集院）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０７４号
神奈川県綾瀬市寺尾南２丁目４番37号　代官ハイツ第２―203
債務者　友田美沙子（旧姓大嶽）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０６号
岡山市北区伊福町４丁目８番32号
債務者　高原　まり
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７９号
静岡県島田市島488番地の19
債務者　神尾　英二
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９９号
静岡県牧之原市波津1490番地５の２
債務者　相良　健太
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８号
愛媛県喜多郡内子町城廻348番地町営住宅岡住宅４－１号
債務者　松本　直行
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第９０２号
東京都福生市志茂202番地
債務者　根岸　恵美
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部